**ａ．事実の概要**

**ｂ．決定の理由**

**ｃ．今後の見通し**

・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**○　支配株主との取引等に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

**○（参考）当期業績予想及び前期実績**

・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公　表がされた直近の予想値の内容（上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※　上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※　新たに算出した予想値を記載する場合において、上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。